二　満三歳未満保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。）　七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九千円又は零

3　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、負担額算定基準子ども（令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　令第十三条第一項第一号に掲げる満三歳未満保育認定子ども　当該満三歳未満保育認定子どもに関して前項第一号又は第二号の規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

［号の細目を削る。］

［号の細目を削る。］

［号の細目を削る。］

二　令第十四条第二号に掲げる満三歳未満保育認定子ども　零

［号の細目を削る。］

［号の細目を削る。］

［号の細目を削る。］

4　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育給付認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該教育・保育給付認定保護者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　令第十四条第一号イ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子ども　当該満三歳未満保育認定子どもに関して第二項第一号又は第二号の規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第九条において準用する令第四条第二項第八号に掲げる教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあっては、零）

二　令第十四条第二号イからハまでに掲げる満三歳未満保育認定子ども　零

［項を削る。］

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

**第五十八条**　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること

［二・三　略］

五　満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。）　七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九千円、零

3　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特定教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　当該支給認定子どもに関して前項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

イ　令第十四条第一号イに掲げる支給認定子ども

ロ　令第十四条第一号ロに掲げる支給認定子ども

ハ　令第十四条第一号ハに掲げる支給認定子ども

二　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　零

イ　令第十四条第二号イに掲げる支給認定子ども

ロ　令第十四条第二号ロに掲げる支給認定子ども

ハ　令第十四条第二号ハに掲げる支給認定子ども

4　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　令第十四条の二第一項第一号イ又はロに掲げる支給認定子ども　当該支給認定子どもに関して第二項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第四条第一項第四号及び第二項第七号、令第六条第一項第四号、令第七条第一項第四号、令第九条第一項第四号及び第二項第七号、令第十一条第一項第四号、令第十二条第一項第七号並びに令第十三条第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあっては、零）

5　二　令第十四条の二第一項第二号イからハまでに掲げる支給認定子ども　零

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等（令第四条第四項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千百一円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

**第五十八条**　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一　月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること

［二・三　同上］